

学習指導要領改訂を見据えた動き

Movement to stare at Course of Study Revision

奈良学園大学人間教育学部

西辻 正副

NISHITSUJI Masasuke

Naragakuen University

Faculty of Education for Human Growth

キーワード：学習指導要領改訂，道徳教育，英語教育，資質・能力，授業改善

Abstract : As of September,2014,the following points have been discussed to look ahead trend of Course of Study Revision for the next term. First, it was indicated that historical process of Course of Study Revision, and how to proceed while taking into account the revision of current Course of Study. Second, from the individual considerations toward Course of Study Revision, moral education and English education, etc., were picked up and discussed together with future outlook. Third, to bring about thinking method in the light of qualification/ability to cultivate, direction of Course of Study Revision for the next term and trend at present stage were summarized. Finally, thinking method toward lesson improvement in trend of Course of Study Revision for the next term was discussed from the point to realize purpose of Course of Study.

Keyword : Course of Study Revision, Moral education, English education, Qualification/Ability, Lesson improvement

はじめに

本稿では、平成26年9月の段階（以下「現段階」という。）における、次期学習指導要領改訂を見据えた動きについてまとめることを通して、これからの時代に求められる教育について考察する。

したがって、平成26年10月以後の動きはカバーすることができていない。本来は時々刻々の動きを踏まえて考察する必要があるが、御寛恕いただきたい。

1 学習指導要領の改訂

教育の目的自体はいつの時代も変わらず、「一人一人の人格の完成と国家・社会の形成者の育成」（教育基本法第1条）という普遍的なものである。

教育の目的の実現を図るため、学習指導要領は、社会の変化や子供たちの現状を踏まえつつ、それぞれの

時代に応じた不断の見直しと改善を図ることが求められている。

(1) 学習指導要領改訂の経過

学習指導要領は、昭和33年8月の学校教育法施行規則の一部改正で、教育課程の基準として文部大臣（当時）が公示するものであると改め、「学校教育法」、「学校教育法施行規則」、「告示」という法体系を整備して教育課程の基準としての性格を一層明確にして以降は、おおむね10年に1度のサイクルで改訂されてきた。

この時期以降の学習指導要領改訂の経緯（小学校を中心に）はおおむね次のとおりである⁽¹⁾。

【昭和33年～35年改訂】

- 教育課程の基準としての性格の明確化
道徳の時間の新設，基礎学力の充実，科学技術教育の向上等を図り，系統的な学習を重視。

【昭和43年～45年改訂】

- 教育内容の一層の向上

時代の進展に対応した教育内容の導入を図り、算数における集合の導入等、教育内容を現代化。

【昭和 52 年, 53 年改訂】

- ゆとりある、しかも充実した学校生活の実現
各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る学習負担の適正化等。

【平成元年改訂】

- 社会の変化に自ら対応できる、心豊かな人間の育成
国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視した教育内容の一層の精選、生活科の新設、道徳教育の充実、個性を生かす教育の充実等。

【平成 10 年, 11 年改訂】

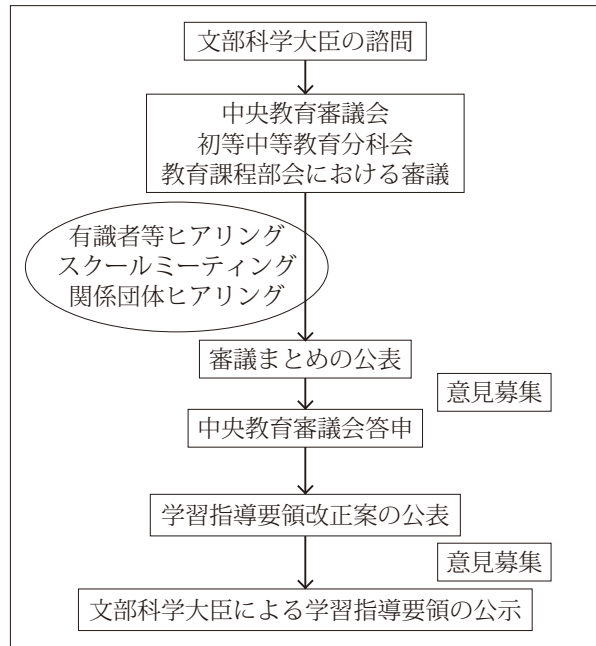
- 基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成
教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設、体験的な学習や問題解決的な学習の充実、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育・学校づくりを進めること等。

〈平成 15 年一部改正〉

平成 10, 11 年改訂の学習指導要領について、学習指導要領のねらいの一層の実現の観点から、平成 15 年に一部を改正。

【平成 20 年, 21 年改訂】

- 教育基本法改正、学校教育法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成
知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視。授業時数の増加、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入、言語活動の充実、道徳教育や体育の充実等。



次期学習指導要領改訂も、こうした開かれた過程を経て審議されることになると思われる。

(3) 平成 20 年, 21 年改訂の学習指導要領

児童生徒の学力等の状況が、OECD の PISA 調査など各種調査の結果から、

- ・ 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題がある。
- ・ 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景にある家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣
- ・ 生活習慣に課題がある。
- ・ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題がある。

と指摘される中にあった、平成 20 年, 21 年の改訂時には、「ゆとり」か「詰め込み」かの二項対立を乗り越えようという議論がなされ、学校教育法の一部改正で学力の重要な要素が規定されたことを受け、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をとともに伸ばしていくこと、主体的に学習に取り組む態度を養う、学習意欲を高めることが基本的な考え方でされた。このことは学習指導要領の総則に明記された。

児童生徒の状況に多くの課題が指摘されたことにより、平成 20 年, 21 年改訂に当たっては、中教審の議論を踏まえつつ、特に、小・中学校において、検討の時期、公示後の移行期間中から、これからの時代に求

(2) 学習指導要領改訂の手順

学習指導要領の具体的な改善内容については、文部科学大臣の諮問を受けた中央教育審議会(以下「中教審」という。)が答申としてまとめることとなっている。その際、全国の学校における教育課程の基準となる学習指導要領の性格を考えると、専門家のみならず社会の幅広い層に関心をもっていただき、課題を明らかにしつつ、学習指導要領の改訂後のおよそ 10 年間で児童生徒にどのような力を育むかという、教育の将来の姿を共有しながら検討が進められるべきである。

そこで、筆者も文部科学省の担当官として関わった平成 20 年, 21 年改訂の際には、中教審の審議過程において、有識者等からのヒアリング、保護者等から意見を聴くスクールミーティング、40 を超える関係団体からのヒアリング等が行われ、意見募集(パブリックコメント)には 1,000 件以上の国民の声が寄せられた。

この改訂の手順を図示すると、おおむね次のようになる。

められる人材を育成するためには、知識・技能の習得のみを中心とするのではなく、主体的に学び考える力をはじめとした多様な資質・能力を総合的に育成することが必要との認識から、言語活動の充実を先取りするなどの授業改善、習熟度別指導など少人数教育の推進によるきめ細かな指導体制の整備、全国学力・学習状況調査の実施による教育施策や指導の改善の取組が進められてきていた。

その効果があったのであろう、PISA2012年調査（数学的リテラシーを中心分野として調査）では、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野全てにおいて、平均得点（OECD加盟国の平均が500点、標準偏差が100点に換算）が比較可能な調査回以降、最も高くなっている⁽²⁾。

【数学的リテラシー】

平均得点536点(参加65か国中の7位(前回は9位))

【読解力】

平均得点538点(参加65か国中の4位(前回は8位))

【科学的リテラシー】

平均得点547点(参加65か国中の4位(前回は5位))

なお、OECD加盟の34か国中では、数学的リテラシーは2位、読解力、科学的リテラシーはともに1位であった。

また習熟度レベル別でも、2009年調査から引き続き、レベル1以下の下位層の割合が減少し、レベル5以上の上位層の割合が増加している。

この結果をはじめ、最近の国内及び国際的な学力調査等の結果を踏まえれば、平成20年、21年改訂の学習指導要領の理念に基づく指導の改善は、引き続き大切にされるべきと考える。

2 次期学習指導要領改訂へ向けて

(1) 次期学習指導要領改訂へ向けた背景

現在、我が国は、グローバル化や情報化などの技術革新の進展、少子高齢化等による社会の急速な変化が進む中で、生産年齢人口の減少、経済成長の鈍化、産業構造・職業構造の変化、地域間格差の広がり、人材需要の高度化、格差の再生産・固定化などが起こり、その克服に向けた施策、取組が進められている。

このような、我が国社会の構造的な変化に伴い、個

人にとっても、社会にとっても、将来の予測が困難な時代が到来している。このような時代においては、変化の中で自ら課題を設定し、他者と協働しつつ、答えのない問題に挑戦して最善の解を見だし、新たな価値を創造できる人材（自立、協働、創造）が必要となる。また、様々な能力や得意分野、異なるバックグラウンドをもった多様な人材も求められる。

具体的には、次のような資質・能力の育成を重視すべきであり、自立的・協働的・創造的な人間像を描き、その育成に向けた更なる改善を図っていくことになるのであろうと考える⁽³⁾。

- ・ 夢や志をもち、それを実現しようとする意志や意欲
- ・ 社会に貢献し、責任を果たす規範意識や使命感
- ・ 生涯学び続け、主体的に考える力
- ・ チームワークやリーダーシップを発揮して他者と協働しながら新たな価値を創造する力
- ・ 世代や立場を超えてコミュニケーションできる力
- ・ 個人や社会の多様性、異なる価値観等を尊重しながら支え合える力
- ・ 企画力や想像力などのクリエイティブな能力
- ・ 豊かな感性、他者への優しさ、思いやり など

(2) 次期学習指導要領改訂に向けた個別の検討項目

(1)で述べた背景の下、次期学習指導要領改訂に向けて、現段階においては、次のような項目について検討がなされている。

ア 道徳教育の充実

道徳教育については、平成25年2月26日の教育再生実行会議第1次提言において、いじめ問題の本質的解決のため、その抜本的な充実と新たな枠組みによる教科化が提言された。これを受け、同年3月には文部科学省に「道徳教育の充実に関する懇談会」が設置されて審議が行われ、同年12月26日には「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」が取りまとめられた。

この報告を踏まえ、平成26年2月17日には、文部科学大臣から「道徳に係る教育課程の改善等について」の諮問が中教審に対してなされた。諮問では、道徳の時間の新たな枠組みによる教科化に当たっての学習指導要領改訂に関わる事項を中心に審議することを求め

ている。具体的には、教育課程における道德教育の位置付けと、道德教育の目標、内容、指導方法、評価についてであった。

中教審の初等中等教育分科会教育課程部会道德教育専門部会における10回に渡る審議を経て、平成26年9月30日に開催された中教審総会に「道德に係る教育課程の改善等について（答申）（案）」が示された。

答申（案）には、道德の時間を教育課程上に「特別の教科 道德」（仮称）と位置付けること。その目標は、明確で理解しやすいものに見直すこと。児童生徒が道德教育を通じて、自分が直面する様々な事象の中で、状況を深く見つめ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、取り組めるようにしていくこと。内容項目については、例えば、大きな社会問題となっているいじめの問題への対応のため、発達の段階も考慮しつつ、人間の弱さや愚かさを踏まえて困難に立ち向かう強さや気高さを培うことや、生命を尊重する精神を育むことなどをより重視することなどが考えられることなどが盛り込まれた。その概要は、次のとおりである⁽⁴⁾。

1 道德教育の改善の方向性

(1) 道德教育の使命

- ・ 人格の基盤は道德性であり、道德教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することを目指すもの。
- ・ 道德教育は、本来、学校教育の中核として位置付けられるべきものであるが、その実態には、多くの課題があり、改善が急務。

(2) 道德教育のねらいを実現するための教育課程の改善

- ・ 道德の時間を教育課程上に「特別の教科 道德」（仮称）として新たに位置付け、その目標、内容等を見直すとともに、これを要として効果的な指導をより確実に展開することができるよう、教育課程を改善することが必要。

2 道德に係る教育課程の改善方策

(1) 道德の時間を「特別の教科 道德」（仮称）として位置付ける

- ・ 道德の時間については、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共通する側面と、学校の道德教育全体の要となって人格全体に関わる道德性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値などによる評価はなじまないことなどの教科にはない側面がある。
- ・ このことを踏まえ、学校教育法施行規則におい

て、新たに「特別の教科」（仮称）という枠組みを設け、道德の時間を「特別の教科 道德」（仮称）として位置付ける。

(2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する

- ・ 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育も、「特別の教科 道德」（仮称）も、道德に係る内面の向上やそれに基づく道德的実践を求めるものであり、最終的な目標は、「道德性」の育成。
- ・ このことを踏まえ、学校の道德教育の目標については、現行の学習指導要領の規定を整理し、簡潔な表現に改める。
- ・ 「特別の教科 道德」（仮称）の目標については、道德性の育成に向けて重視すべき具体的な資質・能力を明確化する観点から、例えば、様々な道德的価値を自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道德的心情、道德的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。

(3) 道德の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

- ・ 学習指導要領に示す4つの視点（「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」）の意義を明確にするとともに、その順序等を適切に見直す。
- ・ 内容項目について、いじめの問題への対応や生命を尊重する精神の育成をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、環境の変化などに照らして改善を図るとともに、キーワード（例：「正直、誠実」「公正、公平、正義」）なども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。
- ・ 情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。

(4) 多様で効果的な道德教育の指導方法へと改善する

- ・ 対話や討論など言語活動を重視した指導、道德的習慣や道德的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れる。
- ・ 小学校と中学校の違いを踏まえた指導方法の工夫など、指導の効果を上げるための多様な取組を行う。
- ・ 道德の指導計画が効果的に機能するよう改善する。
- ・ 学校における指導体制の充実及び小・中学校の連携を図るとともに、授業公開や家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭・地域との連携の強化を図る。

(5) 「特別の教科 道德」（仮称）に検定教科書を導入する

- ・ 「特別の教科 道德」（仮称）の特性を踏まえ、教

材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入する。

- ・ 「特別の教科 道徳」(仮称)の教科書の著作
- ・ 編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行う。
- ・ 教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める。

(6) 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

- ・ 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価する。ただし、「特別の教科 道徳」(仮称)について、数値などによる評価は不適切。
 - ・ 指導要録に「特別の教科 道徳」(仮称)の評価を文章で記述するための専用の記録欄を設けることや、道徳教育の成果として行動に表れたものを適切に評価するため「行動の記録」を改善し活用することなどにより、評価の改善を図る。
- ※ 指導要録の様式の具体的な改善案等については、今後、文部科学省において更に専門的に検討。

3 その他改善が求められる事項

このほか、以下のような事項についても改善が必要。

- (1) 教員の指導力向上
- (2) 教員免許や大学の教員養成課程の改善
- (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

ところで、ここに掲げた答申(案)の概要の3の(3)の記述からも分かるように、この答申(案)は、主に小学校、中学校に係るものである。しかしながら、幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実も、喫緊の課題であることを忘れてはならない。

また、答申(案)の概要の3の(1)にあるように、道徳教育の充実には、教員の指導力の向上が強く求められる。そのためには、研修における道徳教育の扱いを抜本的に充実する必要がある。各学校では、どのように道徳の授業を行えばよいか悩んでいる教員も多いと思われる。このような教員には、具体的な授業イメージを持つことができる実践的な研修、例えば、優れた授業を実際に見たり、映像で見たりすること、多様な指導に役立つ指導資料を協働して作成することなどの支援を行う必要がある。

このように道徳については、先行して審議され答申へという運びになっていることから、次期学習指導要

領改訂を待たず、現行の学習指導要領の一部改訂へと進むと思われる。

なお、「道徳教育の充実に関する懇談会」と並行して文部科学省で編集された「私たちの道徳」は、平成26年4月から使用が開始されたところである。ところが、この教材については、十分に活用されていない、家庭に持ち帰って保護者の方に読んでもらえていないなどという状況も見られることから、文部科学省は、各教育委員会に対して十分な活用を促す通知を出すなどの対応をしている。

イ 英語教育の充実

平成25年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査によると、外国語教育については、英語の学習が好きと回答している小学生は約76%、中学生は約53%であった。また、比較的多くの小・中学生が早期に英語を学び始めていることも分かっている⁽⁵⁾。

英語教育改革については、中教審への諮問を見据えつつ、次期学習指導要領改訂に向け、先行して議論が始まっている。

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実させる観点から、教育再生実行会議第3次提言(平成25年5月28日)において小学校英語の抜本的拡充等が次のように提言されている。

国は、小学校の英語学習の抜本的拡充(実施学年の早期化、指導時間増、教科化、専任教員配置等)や中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ、諸外国の英語教育の事例も参考にしながら検討する。

続いて平成25年12月13日には、文部科学省が「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表している。そこには、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化などが示されている。

なお、この計画では、グローバル化が進む中、国際社会に生きる日本人としての自覚を育むため、日本人としてのアイデンティティを育成するための教育の在り方について検討し、その成果を次期学習指導要領改訂に反映させるとし、具体的な検討項目イメージとして、我が国の歴史、伝統文化、国語に関する学習の一層の充実のための方策も示している。

これらの動きを受けて、文部科学省は、平成26年2月に「英語教育の在り方に関する有識者会議」を設置し、次のような点について9回に渡る審議を行った。

- ・ 英語教育に関する現状の成果と課題
- ・ 小・中・高等学校を通じた英語教育の目標・内容及び評価
- ・ 小学校における英語教育の在り方
- ・ 今後の英語教育における教材の在り方
- ・ 今後の英語教育における指導体制の在り方

このような動きの背景には、グローバル化の進展の中で、国際共通語としての働きをもつ英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、アジアの中でトップクラスの英語力を目指す必要があること。我が国の英語教育は、現行学習指導要領の目標、内容を受け、指導の改善も見られるものの、コミュニケーション能力の育成については一層の改善を要することなどがある。

有識者会議は、平成26年9月26日に審議の内容を取りまとめた「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」を公表した。「五つの提言」は次のとおりである⁽⁶⁾。

- | |
|-------------------------------|
| 改革1. 国が示す教育目標・内容の改善 |
| 改革2. 学校における指導と評価の改善 |
| 改革3. 高等学校・大学の英語力の評価及び入学者選抜の改善 |
| 改革4. 教科書・教材の充実 |
| 改革5. 学校における指導体制の充実 |

改革1については、小・中・高等学校を通して「英語を使って何ができるようになるか」という観点から一貫した教育目標を示し、高等学校卒業時に、生涯にわたり「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を積極的に使えるようになる英語力を身に付けることを目指すこと。小学校においては中学年から外国語活動を開始し、高学年では学習の系統性を持たせるため教科として行うことが求められるとしている。小学校の英語教育に係る授業時数や位置付けなどは、今後、中教審における教育課程の全体の議論の中で更に専門的に検討されることになる。

改革2については、英語学習では、失敗を恐れず、

積極的に英語を使おうとする態度を育成すること、生徒自らが主体的に学ぶ意欲や態度などを含めた多面的な評価方法等を検証・活用することなどが提言されている。なお、小学校高学年で教科化する場合、適切な評価方法については先進的取組を検証し、引き続き検討するとしている。

改革3については、入学者選抜における英語力の測定は、4技能のコミュニケーション能力が適切に評価されることが必要であり、4技能を測定する資格・検定試験の更なる活用を促進するための協議会を設置し、取組を早急に進めることなどが必要であるとしている。

改革4については、小学校高学年で教科化する場合、学習効果の高いICT活用も含め必要な教材等を開発・検証・活用すること、主たる教材である教科書を通じて、説明・発表・討論等の言語活動を充実することにより、思考力・判断力・表現力等が一層育成されるよう、次期学習指導要領改訂においてそのような趣旨を徹底することなどを提言している。

改革5については、地域の大学・外部専門機関との連携等による研修を充実すること、平成31年度までに全ての小学校でALTを確保するとともに、生徒が会話、発表、討論等で実際に英語を活用する観点から中・高等学校におけるALTの活用を促進すること、大学の教員養成におけるカリキュラムの開発・改善が必要であることなどを提言している。

この有識者会議の議論の成果は、今後、中教審に引き継がれて更に審議され、次期学習指導要領改訂へと進んでいくことになる。

ウ その他の検討項目と今後の見通し

ア、イで掲げた、道徳教育、英語教育の他には、日本史の必修化など高校「地理歴史」の見直し、新しい教科（科目）「公共」の設置の検討などが、次期学習指導要領改訂に向けて個別の検討項目として上げられているところである。

次期学習指導要領改訂に向けた、文部科学大臣から中教審への諮問は平成26年秋と予想される。このことに関わって、下村文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、平成26年7月22日の記者会見で、次のように発言している⁽⁷⁾。

記者)

週末になりますが、安倍総理が講演の中で、学習

指導要領の改訂、この必要性、重要性について言及をされました。かねて大臣も新しい「公共」の創設であったり、日本史の必修等を含めた学習指導要領の改訂をしかるべき時期に諮問したいという発言をされていますけれども、改めてこの学習指導要領の改訂の必要性、意義ですね、そして今後のスケジュール感についてお聞かせいただけますでしょうか。

大臣)

これは高大接続、大学入学試験の抜本改革案の中で、センター試験を手直しをするということではなくて、我が国における大学入学試験そのものを抜本的に学力一発勝負のペーパーテストに依存しない、そういう試験に変えるということを考えると、当然、例えば高校段階における教科の在り方、学習指導要領をトータル的に、何を優先順位として、どういう教科をどんなふうに教えていくか。既に中教審の方でも、それぞれの教科にとらわれない総合的な形で入学試験を、試験問題を作るべきではないかということが、提案も途中段階ですがされているところであります。

高校段階からすると、ではそのため学習指導要領をどうするのか、それからその教科を、ではどうするのかということがありますので、できるだけ早く省内で新教科を含めた学習指導要領、高校がメインですが、それ以外においても、例えば小学校でも英語教育の導入を小学校3年生から始めるという部分もありますし、また、今度、中教審に小中一貫教育、義務教育学校についても諮問するということがありますから、トータル的に整合性をもった中での学習指導要領の見直しというのを図っていきたいと考えております。

中教審に諮問する前に、できるだけこの1、2か月のうちには方向性を決めて諮問したいと考えております。

記者)

そうすると、時期としては秋ぐらいが一つのめどと。

大臣)

そうですね（後略）。

(ア) 今後の学制等の在り方について

大臣が発言の中で取り上げている、「小中一貫教育、義務教育学校」については、平成26年7月29日に「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」を中教審に諮問している。これは、子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制改革の方向性について提言している、教育再生実行会議の第5次提言「今後の学制等の在り方について」（平成26年7月3日）を受けたものである。

諮問は、小中一貫教育の制度化をはじめとする学校段階間の連携の一層の推進と、意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化の2点である。小中一貫教育については、大臣から平成27年度の通常国会に法案を提出するということを考えているという発言が中教審の場であり、それをにらんで、平成26年中に結論を出していくという方向で⁽⁸⁾、平成26年8月に設置された小中一貫教育特別部会が、現段階で既に5回開催されている。

なお、同時に「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」も諮問されている。

(イ) 高大接続

同じく大臣が発言の中で取り上げている「高大接続」については、現段階では、おおむね次のような状況にある。

a 検討の経緯

平成24年8月28日の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」は、高等学校教育の質保障、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を、高等学校と大学のそれぞれが責任を持ちつつ、連携しながら同時に進めることが必要であると提言した。これを受けて同日、大臣から中央教育審議会に「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携強化のための方策について」の諮問があり、高大接続特別部会を設置して審議を行い、現段階で19回の審議を重ね、答申に向けての更なる検討が行われている。

一方、高等学校教育の質の確保・向上については、平成23年9月に設置された初等中等教育分科会高等学校教育部会において審議が行われ、平成26年6月30日に審議の取りまとめが公表された。

その間、平成25年10月31日には、教育再生実行会議が第4次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」を公表しており、「達成度テスト（仮称）」の在り方をはじめ、提言の内容を踏まえた検討課題についての精力的な審議が行われた。

b 検討の背景

現在、我が国は2の（1）で述べたような状況にあり、

自立、協働、創造は、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日、閣議決定）のキーワードでもある。この計画では、我が国の危機的な状況を回避するための社会の方向性として「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げている。

そこで、これからの時代に求められる人材を育成するためには、現行学習指導要領で重視されている言語活動を充実した学習活動を通して、主体的に学び考える力をはじめとした多様な資質・能力を総合的に育成することが大切となる。ところが、高等学校、大学においては、このことへの取組が義務教育に比べて不十分であり、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革（「点からプロセスへ」）が喫緊の課題であると指摘されている。そこで、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて、次のような改革に取り組む必要があるとしている⁽⁹⁾。

- ① 知識・技能のみならず多様な資質・能力を育成するための教育内容の改革
 - (例)・ これからの時代に求められる、主体的に学び考える力等の資質・能力を育成するカリキュラムに転換。教科・科目構成や教育内容をさらに見直し【高等学校教育】
 - ・ 各大学における育成すべき資質・能力（ディプロマ・ポリシー）の明確化【大学教育】
- ② 受け身の学習から課題解決に向けた主体的・協働的な学習への転換等の学習・指導方法の改革
 - (例)・ 主体的・協働的な学習への転換（指導方法の開発・実践等）、インターンシップ、留学等の主体的に取り組む多様な活動の充実【高等学校教育】
 - ・ 学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換【大学教育】
- ③ 意欲、適性、経験等も含めた多面的・総合的な評価等の評価方法の改革
 - (例)・ 多様な評価方法の開発・普及と、多面的な評価を徹底するための指導要録の改善【高等学校教育】
 - ・ 大学教育において何を身につけたかという観点から、学生の学修成果の把握・評価を推進（学修成果や内部質保証を重視した大学評価への改善等）【大学教育】
 - ・ アドミッション・ポリシーの明確化（ガイドラインの策定等）、各大学の個別入試改革の促進、調査書の記載事項の見直し（多様な活動歴を反映）【大学入学者選抜】
 - ・ 達成度テスト（基礎レベル及び発展レベル）（仮称）の創設【高等学校教育、大学入学者選抜】

- ・ 多面的・総合的な評価等の丁寧な選抜や評価方法の開発等を推進するための、各大学の入学者選抜実施体制（アドミッション・オフィス）の整備とそのための財政支援【大学入学者選抜】

審議が進んでいる高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の改革は、そのいずれか1つが欠けても実現しないであろう。このことを肝に銘じた取組が、今後求められることになる。

(3) 次期学習指導要領改訂へ向けた基本的な考え方

次期学習指導要領はここまで述べたような状況の下での改訂となるが、その全体を貫く基本的な考え方はどのようになるのであろうか。それは、教育振興基本計画にある、自立的・協働的・創造的な人間像を踏まえ、学校教育を通じて今後育成すべき資質・能力を明確化することと、明確化された資質・能力を踏まえた学習指導要領の構造化になるとと思われる。

ア 育成すべき資質・能力の可視化の流れ

高大接続の議論においても、育成すべき資質・能力を例示しているように、資質・能力を可視化し教育政策に生かすという流れは国際的な潮流である。1の(3)で述べたPISA調査も、OECDが2003年に公表した、次のキー・コピテンシーの枠組みのうち、「相互作用的に道具を用いる能力」によっている。

Key Competencies (主要能力)
自律的に活動する能力（個人の自律性と主体性）
① 大きな展望の中で活動する能力
② 人生設計や個人の計画を作り実行する能力
③ 権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力
異質な集団で交流する能力（自己と他者との相互関係）
① 他人と円滑に人間関係を構築する能力
② 協調する能力
③ 利害の対立を御し、解決する能力
相互作用的に道具を用いる能力（個人と社会との相互関係）
① 言語、シンボル、テキストを活用する能力
② 知識や情報を活用する能力
③ 技術を活用する能力

ここでの能力（Competencies）とは、単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題・要求に対応することができる力のことである。

我が国においても、最近の約10年間では、国のレベルで見ても次のような資質・能力が提言されてきた。

・ **人間力**

(平成15年 人間力戦略研究会 (内閣府))

・ **社会人基礎力**

(平成18年 社会人基礎力研究会 (経済産業省))

・ **学士力**

「知識、理解」「総合的な学習経験と創造的志向」「汎用的技能」「態度・志向性」(平成20年 中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」)

「認知的能力」「倫理的、社会的能力」「創造力と構想力」「教養、知識、経験」(平成24年 中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」)

・ **基礎的・汎用的能力**

「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」(平成23年 中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」)

また、平成26年6月30日の中教審の「初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」では、「コア」として求められる資質・能力を掲げている。

「コア」の範囲については、「生きる力」の3つの要素である、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」(知・徳・体)のいずれの領域にも及ぶものとしている。さらに、社会で自立し、社会に参画・貢献していくという点からは、「確かな学力」を構成する学力の3要素(基礎的・基本的な知識・技能、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決する力(思考力・判断力・表現力等)、主体的に学習に取り組む意欲・態度)とともに、社会・職業への円滑な移行に必要な力、市民社会に関する知識・理解、社会の一員として参画し貢献する意識など(市民性)も重要としている。

これを、より具体化したものとして、次のような資質・能力を例示している⁽¹⁰⁾。

- ・ 言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
- ・ 新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
- ・ 多様な他者の考えや立場を理解する力や、相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
- ・ 自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」

- ・ 今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理能力」
- ・ 生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上での基礎的・基本的な知識・技能
- ・ 社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
- ・ 社会奉仕の精神、他者への思いやり
- ・ 健康の保持増進のための実践力

イ 育成すべき資質・能力を踏まえた学習指導要領の見直しへの動き

既述のように、資質・能力を可視化し教育政策に生かすということについては、PISA調査もキー・コピテンシーが基本的な枠組みとなっており、日本においても、「人間力」や「基礎的・汎用的能力」等といった形で、共通に身に付けるべき力についての提言が試みられている。最近では国立教育政策研究所が、資質・能力の枠組みとして「21世紀型能力」を提唱している⁽¹¹⁾。

こうした資質・能力をベースにした枠組みについては、現行の学習指導要領の改訂時も検討されている。例えば国語科では、小学校から高等学校の共通必修科目まで、内容の構造化、系統化を行い、一覧表にして学習指導要領解説に掲載するなど、一部の教科では、既に反映されている。

こうした状況の下、文部科学省は、平成24年12月に有識者による「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」を設置し、議論を進めた。平成26年3月31日に、委員間で一定の合意が得られた内容を中心にとりまとめを行い、論点整理を公表している。現段階は、この整理を踏まえ、中教審への諮問を見据えた検討を進めているところである。

ところで、この検討会は、次のような問題意識から出発している⁽¹²⁾。

- ・ 育成すべき資質・能力を中心とした教育課程の考え方については、これまでの中央教育審議会の議論においても意識されているところであり、現行の学習指導要領にもその成果の一端が盛り込まれているものの、従来の学習指導要領は、全体として各教科等においてそれぞれ教えるべき内容に関する記述を中心としたものとなっている。
- ・ このことが、各教科等で縦割りになりがちな状

況の改善を妨げるとともに、今なお多くの学校において、学力の認識が「何かを知っていること」にとどまりがちであり、知っていることを活用して「何かをできるようになること」にまで発展していないことの背景にもあるのではないかと懸念される。

- ・ 今後、育成が求められる資質・能力を洗い出し、可視化するとともに、それらと各教科等における具体的な教育目標・内容との関係等について学習指導要領にも示すことにより、各教員が学習指導要領や学校の教育課程全体のねらいを適切に理解・実践し、児童生徒に求められる資質・能力を、日々の授業において計画的かつ効果的に育成することができるようにすることが求められる。

論点整理では、今後、学習指導要領の構造を、各教科等において児童生徒にどのような力を身に付けさせることを目指すのかという、児童生徒に育成すべき資質・能力を明確にした上で、各教科等でどのような目標・内容を扱うべきか、それをどのような学習活動を通じて効果的に育成するのか、資質・能力の育成の状況を適切に把握し、指導の改善を図るための学習評価はどうあるべきかなどといった視点から一体的に検討し、見直す必要があるとしている。

このうち、育成すべき資質・能力については、自立した人格をもつ人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力を育成するため、例えば、「主体性・自律性に関わる力」「対人関係能力」「課題解決力」「学びに向かう力」「情報活用能力」「グローバル化に対応する力」「持続可能な社会づくりに関わる実践力」などを重視すべきである。また、我が国の児童生徒の実態を踏まえると、受け身でなく、主体性をもって学ぶ力を育てることが重要であり、リーダーシップ、企画力・創造力、意欲や志なども重視すべきである。人としての思いやりや優しさ、感性などの人間性も重要であるなどとし、更なる検討が必要であるとしている。

次に、育成すべき資質・能力に対応した教育目標・内容については、現在の学習指導要領に定められている各教科等の目標、内容を次の3つの視点で分析した上で、学習指導要領の構造化の中で適切に位置付け直したり、その意義を明確に示したりすることについて検討すべきであるとしている。

- ・ 教科等を横断する汎用的なスキル（コンピテンシー。例えば、問題解決、論理的思考、コミュニケーション、意欲など）、メタ認知（自己調整や内省、

批判的思考等を可能にするもの）等に関わるもの

- ・ 教科等の本質に関わるもの（教科等ならではの、例えば、「エネルギーとは何か。電気とは何か。どのような性質をもっているのか」のような教科等の本質に関わる問いに答えるための、ものの見方や、考え方、処理や表現の方法など）
- ・ 教科等に固有の知識や個別スキルに関するもの（例えば、「乾電池」についての知識、「検流計」の使い方など）

これらについては、相互のつながりを意識しつつ扱うことが重要であるとしている。

さらに、育成すべき資質・能力に対応した学習評価については、評価の基準を、「何を知っているか」とどまらず、「何ができるか」へと改善することが必要である。このためには、現行の学習評価の取組に加え、パフォーマンス評価を重視する必要がある、そのための具体的な方法論について更に検討が必要であるとしている。

その他、どのような学習活動を通じて効果的に資質・能力を育成するのかという視点から、指導方法について学習指導要領にどこまで盛り込むべきか検討すべくもしている。

このような営みが学習指導要領改訂の過程で行われることにより、各教科等の本質的な内容や各教科等間の関係性が一層明確になり、教員が教育課程のねらいを適切に理解し、日々の授業を効果的に行うことができるようになる。そこで、各学校において、育成すべき資質・能力を中心とした効果的なカリキュラムが編成・実施されるよう、学校の教育目標の見直しや、教育課程や指導方法の見直し、学校全体のカリキュラム・マネジメントを促進するための支援策について検討することも提言されている。

この論点整理では、本文の内容に関連する意見のほか、委員の個別の意見や見解の異なる意見等についても、「主な意見」として枠囲みした中に掲載されており参考となる。

今後は、各論点について更に検討を深めた上で、次期学習指導要領の枠組みづくりに向けた中教審での議論に生かすことになる。

(4) 授業改善へ向けた考え方

言語活動の充実を掲げた平成20年、21年の学習指

導要領の改訂や、ここまで述べてきたその後の動きの中で、学校の授業はどのように改善されてきているのか、更にどのように改善すべきなのか、それを最後に見ておきたい。学習指導要領の趣旨の実現は、ひとえに授業がどのように行われるかにかかっている。

(ア) 授業についての意識改革

これからの時代に求められる人材を育成するためには、知識・技能の習得に偏るのではなく、主体的に学び考える力をはじめとした多様な資質・能力を総合的に育成することが必要となっている。このことについての意識改革、共通理解は進んできていると思われるが、義務教育段階に比べて、高等学校での取組は不十分であるとの指摘もある。一単位時間のうちで教員が話している時間が、まだまだ長過ぎる。教員が説明したり板書したりした内容を、ノートやワークシートに書き写していく授業形態も多く、それが、正答を求めがちな児童生徒を作ってしまうなどが、不十分な取組の典型であろう。このような授業における定期テストは、どうしても、記憶テスト、先生が教えたことを再現できるかどうかをみるだけのテストになってしまっている。また、このような授業では、教員は教えたつもり（「児童生徒は分かっているはずだ」という意識）、児童生徒は分かったつもり（「きちんとノートをとったのだから」という意識）になってしまっていることが多い。

このような授業の背景には、個人が知識を正確に身に付けること、与えられた課題を効率よく解くことなどを中心とした視点、ゴールが決まっており、どのようにそこに効率よく到達させるかという視点で、授業がデザインされがちという状況がある。

正解がなく、自分で最善の解を求めなければならない21世紀の社会においては、一時的に詰め込んで、その後すぐに忘れてしまうような知識の習得ではなく、後から必要に応じて活用できる力の獲得こそが求められる。そのための授業では、決まった答えを教員が教えるのではなく、例えばペアやグループ、グループ相互でコミュニケーションしながら考えを深め、児童生徒がそれぞれの答えを妥当な根拠に基づいて見付けたり、同時に課題を発見したりして、知を再構築していくというようなプロセスが大切となる。

言い方を変えれば、試験の点数を上げるなどという

他律的な学習動機ではなく、「学ぶことが楽しい」「将来の仕事や生活に生かす」などという自律的な学習動機による学習になるような授業デザインへの、教員の意識改革、共通理解こそが求められているのである。

(イ) 学習過程の工夫

授業改善の1つの方法として、数学の統計的課題解決の学習過程として提言されてる、PPDACサイクル（Problem - Plan - Data - Analysis - Conclusion）が参考になる⁽¹³⁾。ニュージーランドのポスターには、「Are you a data detective?」というタイトルで、かわいい絵が描かれている。このサイクルの「プラン（Plan）」の段階では、「調査・実験研究をデザインする」ことを位置付けている。手立て、方法を考える段階である。もう一つ、このサイクルで大事にしたいのは、「結論（Conclusion）」の段階である。ここでは、「最初の課題に対する結論」を出すだけではなく、そこから「新たな課題」を見いだすことになる。一つ課題が解決したら終わりというのではなく、最初の課題に対しては結論が出たけれども、更に新たな課題が……というふう

に児童生徒に考えさせていくことが大切なのである。

このプロセスは、日本では1960年代からQCストーリー的問題解決手順と呼ばれ、行われてきたものである。また、文部科学省が実施している平成24年度全国学力・学習状況調査の理科の学校質問紙調査からは、自ら考えた仮説を基に観察・実験の計画を立てさせるという指導を行っている学校の平均得点が高いという結果がでてい

(ウ) 授業の仕方の改善

文部科学省が公表した高等学校版の『言語活動の充実に関する指導事例集』⁽¹⁵⁾では、授業改善の方向をイラストで示している。そこでは、「一斉授業だけではなく、ペアで意見を交換する。ホワイトボードを使って話し合う。付箋を使って話し合う。」「先生が説明するだけではなく、生徒が説明する。立場を決めて討論する。製作物を使って発表する（ポスターセッション）。」「板

書をノートに写すだけでなく、レポートにまとめる。新聞にまとめる。ICTを活用する。」と示している。

このように授業の仕方を改善することによって、児童生徒一人一人が自分の考えをもち、他者の考えとの共通点や相違点を意識しながら考えを深めていくような言語活動、児童生徒が自分でまとめた事柄などについて説明したり、相手の立場や考えをお互いに尊重して話し合ったりするような言語活動、児童生徒が集めた情報を整理・分析し、論理的にまとめて表現するような言語活動を充実することができる。

ところで、高等学校版の『言語活動の充実に関する指導事例集』のイラストで、「一斉授業だけではなく」のように「……だけではなく」としているのは、一斉授業は行ってはだめ、教員が説明してはだめと言っているわけではないからである。今まではそれだけに偏りがちだったのを改め、授業改善の方向を例示し、身に付けさせたい能力にふさわしい授業の形、学習活動を選び、取り入れていこうということを示すことを意図している。こういう授業改善を通して、個別の知識の説明と記憶ばかりの学習指導を脱していくことが大切である。

なお、このイラストで提言しているような言語活動を行う際には、何のためにこの学習活動をやっているのかということを認識させる必要がある。例えば、児童生徒に説明を求める場合も、どうしてここで説明をする必要があるのかということについて認識させないと、学習は深まらないし、資質・能力も身に付かない。このことは、現行学習指導要領で、各教科等の指導に当たって、見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動を総則に示し重視していることと深く関わっている。平成25年度全国学力・学習状況調査の、教科に関する調査と質問紙調査のクロス集計結果では⁽¹⁶⁾、授業の冒頭で学習の目標（めあて・ねらい）を示す活動、授業の最後に学習したことを振り返る活動を積極的に行った学校ほど、教科（特にB問題（主として「活用」に関する問題）の記述式問題）に関する調査の平均正答率が高い傾向が見られた。一方、学校がこのような活動を行っていると考えていても、そのように受け取っていない児童生徒が一定の割合で存在し、特に中学校でその割合が大きいことも分かっており、この点については十分に注意する必要がある。

（エ）各種調査結果から見る改善の視点例

a 教科間の関連付けを図る

PISA2009年調査の生徒質問紙では「新しい情報を他の教科で得た知識と関連付けようとする」ということについて尋ねている。このことに、肯定的に答えている生徒が日本では約3割にとどまっているのに対して、OECD平均では約5割もいる。得点との相関をみると、この問いに肯定的に回答している生徒の平均得点が高いことが分かっている⁽¹⁷⁾。PISA調査の趣旨に照らすと、関連付けができていない生徒は、社会で生きていく力をしっかりと身に付けているということになる。指導に当たっては、その点についての認識をもたないといけな。各教科の指導内容には、相互に関連した資質・能力がたくさんある。教科に閉じこもった指導を続けていては、決して、新たに得た情報を他の教科で得た知識と関連付ける力は身に付かない。

この力は、あらゆる場面に持ち運び可能な力、当該教科以外の場でも、必要なときに役立たせることができる力である。このようなポータブル（Portable）な力こそ、これからの時代には求められる。今、各学校で、教科を超えた授業参観、授業研究が行われ始めている。それをきっかけに、各教科が連携した授業改善が進むことが期待できる。

b 選ぶ力を身に付ける

国立教育政策研究所が高校2年生を対象に行った、論理的な思考についての、特定の課題に関する調査では、「多くの資料や条件から推論に必要な情報を抽出し、それに基づいて分析する」という力が弱いという結果が出ている⁽¹⁸⁾。必要な情報だけを与えるのではなく、児童生徒に提示するものに、あえて不必要な情報も入れておき、児童生徒にそれを捨象させることも大切である。必要な情報、資料のみを与えて、効率よく授業することだけを求めているはいけな。児童生徒に、不必要な情報にとらわれていては問題や課題の解決に至らないということを、日常の学習の中での具体的な体験を通して実感させたり、試行錯誤させたりすることが大切なのである。その経験が、日常生活や社会に出たときに役に立つ。そういう意識をもって授業改善を進めていきたい。その際、決して、授業時間が少ないから、入試があるからなどという言い訳をしてはいけな。

おわりに

少子化・高齢化等の諸課題に直面する我が国は、教育を通じて一人一人がもつ可能性を最大限に伸ばすことで、課題を解決した先進国として21世紀をリードできる可能性をもっている。

21世紀の世界に求められる能力を伸ばすための新たな教育モデルを開発し、国内の教育水準の向上はもちろん、世界的な教育水準の維持・向上に貢献できるような教育課程の基準を目指し検討が進められていくこと、それを生かしていくための指導の改善が促進されることを期待したい。筆者も微力ながら努力していきたい。

引用・参考文献等

- (1) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編』（平成20年）を参照。同書には、資料として「学習指導要領等の改訂の経過」が、平成10年改訂までまとめられている。『中学校学習指導要領解説 総則編』（平成20年）も同じ。
- (2) 国立教育政策研究所のホームページ、PISAのホームページに掲載されている、PISA2012年調査等の結果を参照。
- (3) 中央教育審議会高大接続部会（第18回）（平成26年8月22日）の資料3から。
- (4) 中央教育審議会（第93回）（平成26年9月30日）の資料1-1から。
- (5) 国立教育政策研究所のホームページに掲載されている、平成25年度全国学力・学習状況調査の報告書を参照。
- (6) 英語教育の在り方に関する有識者会議（第9回）（平成26年9月26日）の資料1, 2-1から。
- (7) 文部科学省のホームページに記載されている、文部科学大臣記者会見録から。
- (8) 中央教育審議会（第92回）（平成26年7月29日）の議事録を参照。
- (9) (3) に同じ。
- (10) 中央教育審議会「初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」（平成26年6月30日）から。
- (11) 育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会（第6回）（平成25年6月27日）の資料1を参照。
- (12) 文部科学省「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会—論点整理—」（平成26年3月31日）から。
- (13) 渡辺美智子「統計教育の新しい枠組み—新しい学習指導要領で求められているもの—」（数学教育学会誌48 pp.39-51, 平成19年）を参照。
- (14) 国立教育政策研究所のホームページに掲載されている、平成24年度全国学力・学習状況調査の報告書を参照。
- (15) 文部科学省『言語活動の充実に関する指導事例集』【高等学校版】（教育出版、冒頭のイラスト（ページ番号無し）、平成26年）を参照。
- (16) (5) に同じ。
- (17) PISAのホームページに掲載されている、2009年調査の結果を参照。
- (18) 国立教育政策研究所「特定の課題に関する調査（論理的な思考）調査結果～二十一世紀グローバル社会における論理的に思考する力の育成を目指して～」（平成25年）を参照。